

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の状況

資産査定管理について

当金庫では、営業関連部門から独立した自己査定管理部門として、リスク統括部資産査定管理課を配置し、厳格な自己査定の実施を行っています。

自己査定の実施については、「自己査定事務取扱要領」

に基づき、営業店において第一次査定を実施し、本部と信審査部門の審査部により第二次査定を実施したうえで、資産査定管理課により、その適切性の検証を行っています。

貸倒引当金の計上基準について

貸倒引当金については、「償却及び引当に関する規程」に基づいて、自己査定における債務者区分を基に一般貸倒引当金と個別貸倒引当金とを算出し、その適切性について「資産査定委員会」による協議を行い、また、その結果については監査法人の監査を受け、適正な計上に努めております。

債務者区分別の引当としては、「破綻先」および「実質破綻先」については、債権額から担保などによる回収可能見

込額を控除した全額を、「破綻懸念先」については、債権額から担保等による回収可能見込額を控除した金額に対し、予想損失率を乗じて算出した金額を計上しています。また「正常先、その他要注意先および要管理先」についてもそれぞれの予想損失率に基づく貸倒引当金を計上しております。今後も引き続き信用リスク管理を通じた不良債権の削減に努め、資産の健全性を維持していく方針です。

自己査定と開示債権との関係（令和3年3月末現在）

自己査定結果（債務区分別）
対象：貸出金等と信関連債権

債務者区分	与信額	
破綻先	15	
実質破綻先	990	
破綻懸念先	17,290	
要注意先	要管理先	6,746
	その他要注意先	129,892
正常先	624,602	
非区分	61,666	
合計	841,204	

金融再生法に基づく開示
対象：貸出金等と信関連債権

	与信額	保全額	
		担保・保証等	貸倒引当金
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,006	1,006	—
危険債権	17,290	12,960	1,360
要管理債権	3,598	1,378	82
小計	21,895	15,345	1,443
正常債権	819,838		
合計	841,733		

リスク管理債権
対象：貸出金のみ

（単位：百万円）

	与信額	保全額	
		担保・保証等	貸倒引当金
破綻先債権	14	14	—
延滞債権	18,263	13,949	1,360
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	3,598	1,378	82
小計	21,876	15,342	1,443

※貸出金等と信関連債権：貸出金、債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、当金庫保証付私募債

金融再生法に基づく開示債権

金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%)	引当率(%)
						(b) / (a)	(d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	令和元年度	19,344	14,533	12,951	1,582	75.13	24.75
	令和2年度	21,895	16,788	15,345	1,443	76.68	22.03
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和元年度	891	891	891	—	100.00	—
	令和2年度	1,006	1,006	1,006	—	100.00	—
危険債権	令和元年度	15,150	12,462	10,994	1,468	82.26	35.32
	令和2年度	17,290	14,320	12,960	1,360	82.82	31.41
要管理債権	令和元年度	3,301	1,178	1,065	113	35.69	5.05
	令和2年度	3,598	1,461	1,379	82	40.61	3.70
正常債権	令和元年度	772,828					
	令和2年度	819,838					
合計	令和元年度	792,172					
	令和2年度	841,733					

※注1:記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注2:上記は部分直接償却後の金額です。

注3:「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■保全状況

令和3年3月末現在における金融再生法上の不良債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の開示残高は10億6百万円ですが、不動産担保や保証機関による保証、貸倒引当金等で100%保全されております。

一方、「危険債権」及び「要管理債権」合計の開示残高は208億88百万円で、この保全率は75.55%です。この結果、金融再生法上の不良債権全体の保全率は76.68%となります。

金融再生法開示債権

◆破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

◆危険債権とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

◆要管理債権とは

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

(1)3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権を除く。)

(2)貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3ヵ月以上延滞債権を除く。)

◆正常債権とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

リスク管理債権

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A
破綻先債権	令和元年度	121	121	100.00
	令和2年度	14	14	100.00
延滞債権	令和元年度	15,872	11,715	83.06
	令和2年度	18,263	13,949	83.83
3ヵ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	3,301	1,065	35.69
	令和2年度	3,598	1,379	40.61
合計	令和元年度	19,295	12,903	75.07
	令和2年度	21,876	15,342	76.73

※ 注1:記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注2:上記は部分直接償却後の金額です。

注3:これらの開示額は担保処分による回収見込み額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

注4:「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

注5:「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

注6:「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。

保全状況

令和3年3月末現在におけるリスク管理債権のうち「破綻先債権」「延滞債権」の合計残高は182億77百万円ですが、この保全率は83.84%となります。

一方、「貸出条件緩和債権」は、経営環境が厳しくなったお客様に対し“とよしん”が地域金融機関として積極的に経営指導、支援した結果、残高35億98百万円、保全率40.61%となりました。

なお、「3ヵ月以上延滞債権」はありません。

この結果、リスク管理債権全体の保全率は76.73%となります。

リスク管理債権

◆破綻先債権とは

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

◆延滞債権とは

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

◆3ヵ月以上延滞債権とは

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

◆貸出条件緩和債権とは

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。